

環境施設の検討の方向

1. 現行の環境施設の範囲

工場立地法 第4条第1項第1号

製造業等の業種の区分に応じ、生産施設（物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。）緑地（植栽損とあの主務省令で定める施設をいう。以下同じ。）及び環境施設（緑地及びこれに類する施設で工場又は事業上の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項

工場立地法施行規則 第4条（緑地以外の環境施設）

法第4条第1項第1号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

- 一 噴水、水流、池その他の修景施設
- 二 屋外運動場
- 三 広場
- 四 屋内運動施設（一般の利用に供するものに限る。）
- 五 教養文化施設（一般の利用に供するものに限る。）
- 六 前各号に掲げる施設に類するもの

2. 地方公共団体からの要望及びその検討

上記環境施設について、地方公共団体から、地域によっては工場と周辺生活環境との調和が図られると認められる施設があるとの要望があった。具体的事例及びその評価は別紙の通りであるが、地域の実情に応じて周辺生活環境との調和を期待できる施設が異なる。従って、工場と周辺生活環境との調和、緑地に準ずる効果・機能を原則として、地域が自らの特性に応じて判断できるように規定することを考えるべきではないか。

補. 地域の特性によって相違する例

例1) 雨水貯留浸透施設

都市部に立地する工場では、周辺地域に建築物が建築され道路も舗装されているところが多く、地下に浸透しない雨水が溢れて浸水することが懸念されている。これにつき、工場の敷地にそうした施設が設置されれば、周辺地域への雨水の流出が抑制されることが期待できる。他方、都市部に立地していない工場では、周辺地域にそうしたことが懸念される場合が少ないため、こうした地域まで雨水貯留浸透施設を環境施設として認めることは適切とは言い難い。

例2) 一般の利用に供しない屋内運動施設

1週間に2日以上地域住民等が利用する等の条件を満たしていない場合、環境施設として認められない。他方、災害時に地域の住民が避難できる施設が周辺にない場合に地域の避難場所としての指定を受けるなどの有事の際の防災機能を期待できる。ただし、その他の施設によって地域の防災拠点が整備されている地域では、こうした機能を期待して環境施設として認めることが適切とは言い難い。

環境施設の目的

環境施設とは、機能の点で緑地に類する施設で工場又は事業上の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして省令で定めるものとされており、これも具体的に省令で定められる。

S 4 8 年法制定時

これに類する施設とは、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとしてみた緑地に機能の点で類する施設と解される。このような緑地の機能としては、緩衝帯としての機能・美観などの精神的な面での融和機能等が考えられる。したがって、公園的施設、運動場、池、小川、広場などで整備、管理がなされているものが考えられる。

H 6 年省令改正

近年、個人の価値観の変化、企業の社会的責任、貢献や良質で個性ある地域づくりへの要請の高まり等工場立地を巡る環境は大きく変化を見せており、今後の工場立地については、単なる地域経済の核、雇用創出の場以上の役割が求められる。

こうした状況を踏まえ、S 4 8 年に想定した施設に加え、新たに地域住民に一般開放される屋内運動場施設及び教養文化施設を環境施設に加えることとなった。

今回の制度変更

平成 1 2 年の地方分権一括法によって、工場立地法の事務は全て自治事務とされたところ、今般の構造改革特別区域の検討において、地方公共団体より、地域によっては認めることが周辺生活環境との調和の面で有効である事例が提案された。これを踏まえ、環境施設の判断基準を変更してはどうか。

環境施設として提案のあった施設の評価

提案のあった候補

1. 公害防止施設関連

油水分離装置、污水处理設備といった自らの工場における排出物を処理するための施設
公害防止施設という点で工場周辺生活環境の改善に資する。また、工場が原因者となっ
ているものを対象としており、従来からの緑地の効果・機能が工場を原因者となってい
ることを対象にしたものが多いことも本制度になじむものといえる。

また、NOx分解能力のある建材等を活用した施設など、工場からの排出物を処理するわ
けではないが、公害防止の点で効果のある施設については、周辺生活環境との調和に資す
るとはいえる。

(1) 解釈(工場立地法解説書P107)

- ・生産施設の定義

(8) 公害防止施設

自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とされ、生
産施設とならない。

例) 工場の生産活動に伴う含油汚水の処理のための油水分離施設、有用成分の回収
を行わない排水処理施設は生産施設としない

・工場立地の調査などに関する法律の一部を改正する法律案逐条解説によれば、
「公害防止施設は、生活環境の保持に寄与するものであっても、緑地に類するもの
とはいえないので、環境施設には含まれないといえよう」と記載

「生活環境の保持」とは、生活環境の状態をある水準以上の状態に保つことをいい、
ここでは工場立地により一般的には多少とも周辺の地域の生活環境を悪化させる
可能性があるが、これを健全な水準により悪化させないことをいうものである。

(2) 問題点

- ・緑地に類するものではないという解釈であり、緑地の効果と同等の効果があるこ
とを証明すること

2 新エネルギー関連

太陽光発電や風力発電といった新エネルギーを活用した発電施設は、CO₂を排出しないクリーンなエネルギー源となる。しかし、CO₂を排出しないといった効果は、地球温暖化対策に資する機能であり、必ずしも工場周辺生活環境の調和に資するとは言い難い。逆に、工場立地法における全ての発電施設は、生産工程で使用される電源となっていれば、生産活動に従事する施設であり生産施設とされる（むろん、電気供給業であれば、「電気の製造業」として届出対象業種となる。）。このような中で、場合によって環境施設と認めることは、工場立地法制度が崩れてしまう。

(1) 工場立地法における解釈（工場立地法解説書 P108）

生産施設の定義

(4) 用役施設

自家発電施設、ボイラー、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等は生産施設とする。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受電施設などをいい、用水施設とは工業用水の取水、貯水施設、冷水塔、排水施設等をいう。

生産施設の業種の定義

工場立地法施行令

第一条

工場立地法第6条第一項の政令で定める業種に属する工場又は事業場は、電気供給業に属する発電所で水力又は地熱を原動力とするものとする。

工場立地に関する準則第一条

業種の区分

電気供給業（第二種 15%業種）

(2) 問題点

・第一に、業として「太陽光発電、風力発電」などについては政令にて明確に定めていないが、業として行う場合は第一に政令から除くこと、業として行わないについても用役施設について自家発電施設は生産施設と定義しているため、それについては用役施設から除くという作業がある。理論展開上は、緑地の効果が変化して、ヒートアイランド対策や地球温暖化対策に伴い、そのような機能も緑地として認めていいのではないかという形で緑地の機能を拡大しても、発電施設が緑地に類する機能が発生すると考えるのは困難

3 工場見学用施設

工場見学用施設は、工場を周辺住民等に開放し、工場が地域等に果たしている役割を明確にするという意味で周辺生活環境との調和に資する。しかし、生産施設内部の見学通路については、生産活動に支障を来さない範囲で設置されており、専ら生産施設として利用されている部分であると考えられる。そこで、生産施設とは別棟の建築物であって専ら見学者のために使用されている施設であることを条件として、見学者用施設については認めてもよいといえる。

(1) 解釈(工場立地法解説書P264)

(8) 教養文化施設(運用例規集 1-6-10)

教養文化施設とは、企業博物館、美術館、ホール、等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路などは、教養文化施設としない。

(2) 問題点

・見学者用通路

工場立地法施行規則第2条

法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設とする。

1. 製造業における物品の製造工程、電気供給業における発電工程などを形成する機械又は装置が設置される建築物
に規定されているとおり、工場見学通路については生産施設と判断される

4 重複緑地

緑地の範囲を検討するに当たって、いわゆる重複緑地について委員から限定的に緑地と認めることとされたが、重複緑地のうち緑地としての効果・機能に強い疑問が呈されたものについて、緑地ではなく環境施設として認めることは可能か。

これについては、既に緑地の範囲の検討において、限定的であれ緑地の一部として認められていることから、緑地以外の環境施設の範囲を検討するに当たって、これを含めることについては慎重に検討することが必要であろう。

加えて、緑地と環境施設の区分が不明確化することは、自治事務として事務を遂行する地方公共団体にその区分の判断を委ねることとなることも懸念される。

5 雨水貯留浸透施設や同能力を有する駐車場の環境施設面積への参入

雨水貯留浸透施設は、工場に降った雨水を土壌に浸透させ、周辺地域に流出させないための施設であり、地下水源の涵養という点で緑地の効果に類する機能が認められる。特に、周辺地域に建築物が多数建築され道路も舗装されているような都市部地域では、雨水が溢れるなど浸水につき懸念されている。ただし、地域によっては雨水の浸透や地下水源の涵養をそれほど重視する必要がないところもあると思われる。そこで、環境施設として認め

られるとした上で、地域の特性を勘案して地方公共団体が個別に判断することが適切。

(1)(解釈)

運用例規集 1 - 6 - 6 (調整池)

雨水などの流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観などの面で公園的な形態をととのえているものであれば環境施設とする。

(2) 問題点

美観などの面で公園的な形態を整えているものとされているが、美観以外においても、緑地の機能が増加した点において、美観などの面で公園的に整備されていることという点から、周辺地域生活環境との調和に資するという点に環境施設の判断基準 (運用例規集 1 - 6 - 1) を変更すれば対応可能ではないか。

6 . 一般の利用に供しない屋内運動施設

1 週間に 2 日以上地域住民等が利用する等の条件を満たしていない場合、環境施設として認められない。しかし、災害時に地域の住民が避難できる施設が周辺にない場合に地域の避難場所としての指定を受けるなどの有事の際の防災機能を期待できる。他方、その他の施設によって地域の防災拠点が整備されている地域では、こうした機能を期待して環境施設として認めることが適当とは言い難い。従って、防災機能などの緑地に準じる他の効果・機能を有する場合には、地域の特性に応じて環境施設と認めることを可能にすべきではないか。